

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (みどり自然課)

告示

○地籍調査の成果の認証

(土地水政課)

○印刷浄書業務の落札者等の公示

(文書課)

○県庁舎等の清掃・警備等業務委託に関する落札者等の公示

(管財課)

○廃棄物収集運搬処分業務に関する落札者等の公示

(")

○さいたま市の国たよりの新聞折り込み及び配布業務の落札者等の公示

(広聴広報課)

○個人情報開示等の実施状況の公表 (県政情報センター)

(")

○埼玉県個人情報保護条例第十二条第二項の規定に基づく個人情報取扱事務の登録

(県政情報センター)

○電子計算機の賃借に係る随意契約の相手方に関する告示

(情報政策課)

○平成十六年度狩猟免許試験等の実施に係る告示

(みどり自然課)

○生活保護法による医療機関及び施術者の指定 (社会福祉課)

○生活保護法による指定施術者の変更の届出 (")

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (")

○生活保護法による介護機関の指定 (")

○生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (")

○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (")

○埼玉県総合リハビリテーションセンターの清掃業務に関する落札者決定の告示

(総合リハビリテーションセンター)

八

○大規模小売店舗(既存店)の変更に係る告示(地域産業課)

(") (")

(") (")

○大規模小売店舗の新設に関する告示 (")

(") (")

○大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示 (")

○埼玉県産業技術総合センター使用料徴収事務委託

(産業技術総合センター)

○さいたま市新産業拠点(SKIPシティ)A1街区維持管理業務の随意契約に関する告示

(") (")

○彩の国ビジュアルプラザ使用料徴収事務委託

(彩の国ビジュアルプラザ)

○彩の国ビジュアルプラザ映像データベース・システム運営業務の随意契約に関する告示

(") (")

○さいたま市新産業拠点(SKIPシティ)彩の国ビジュアルプラザの運営に関する業務の随意契約に関する告示

(") (")

○さいたま市新産業拠点(SKIPシティ)A2街区共用部維持管理業務の随意契約に関する告示

(") (")

○さいたま市新産業拠点(SKIPシティ)A2街区共用部維持管理業務の随意契約に関する告示

(") (")

○県道川口上尾線の区域の変更

(道路環境課)

○玉井堰用水路土地改良区の土地改良事業(維持管理事業)計画及び定款の変更認可

(") (")

○奈良堰用水路土地改良区の土地改良事業(維持管理事業)計画の変更の認可 (")

(") (")

○神川南部土地改良区の土地改良事業計画変更認可申請の適否決定及び変更後の土地改良事業(維持管理事業)計画書の写しの縦覧 (")

(") (")

○三田ヶ谷土地改良区の定款変更認可 (農村整備課)

(") (")

○柴山土地改良区の役員退任届

(") (")

シテイ) A2街区専有部維持管理業務の随意契約に関する告示

(彩の国ビジュアルプラザ)

○平成十六年度職業訓練指導員試験の実施 (職業能力開発課)

○滑川町営土地改良事業中田沼地区(団体営ため池等整備事業)の工事完了 (東松山農林)

○神扇土地改良区の役員退任届 (春日部農林)

○柴山土地改良区の役員退任届 (")

○柴山土地改良区の清算人就任届 (")

○保安林の指定の解除 (森づくり課)

○三田ヶ谷土地改良区の定款変更認可 (農村整備課)

○神川南部土地改良区の土地改良事業計画変更認可申請の適否決定及び変更後の土地改良事業(維持管理事業)計画書の写しの縦覧 (")

○奈良堰用水路土地改良区の土地改良事業(維持管理事業)計画の変更の認可 (")

○玉井堰用水路土地改良区の土地改良事業(維持管理事業)計画及び定款の変更認可

(") (")

○県道川口上尾線の区域の変更

(道路環境課)

○玉井堰用水路土地改良区の土地改良事業(維持管理事業)計画及び定款の変更認可

(") (")

○奈良堰用水路土地改良区の土地改良事業(維持管理事業)計画の変更の認可 (")

(") (")

○神川南部土地改良区の土地改良事業計画変更認可申請の適否決定及び変更後の土地改良事業(維持管理事業)計画書の写しの縦覧 (")

(") (")

○三田ヶ谷土地改良区の定款変更認可 (農村整備課)

(") (")

○柴山土地改良区の役員退任届

(") (")

○柴山土地改良区の清算人就任届 (")

○保安林の指定の解除 (森づくり課)

○三田ヶ谷土地改良区の定款変更認可 (農村整備課)

○神川南部土地改良区の土地改良事業計画変更認可申請の適否決定及び変更後の土地改良事業(維持管理事業)計画書の写しの縦覧 (")

(") (")

○奈良堰用水路土地改良区の土地改良事業(維持管理事業)計画の変更の認可 (")

○玉井堰用水路土地改良区の土地改良事業(維持管理事業)計画及び定款の変更認可

(") (")

○県道中瀬普濟寺線の供用の開始 （道路環境課）	二七	意契約の相手方等に関する公示 （会計管理課）	三〇
○県道東京所沢線の区域の変更 （"）	二八	○埼玉県立学校間ネットワークシステム保守業務委託に関する落札者等の公示 （教育局・総務課）	三〇
○県道東京所沢線の供用の開始 （"）	二八	○運転免許センター環境衛生管理業務委託における指名競争入札の落札公示 （施設課）	三〇
○県道高速足立三郷線の区域の変更 （"）	二八	○建築基準法に基づく道路の位置の指定の変更 （北本県土	三一
○県道高速足立三郷線の供用の開始 （"）	二九	○開発行為に関する工事の完了公告 （飯能県土	三一
○三芳町北松原土地地区画整理組合の理事の氏名及び住所 （市街地整備課）	二九	○"（熊谷県土	三二
○東京都市計画公園の変更の縦覧 （公園課）	二九	○"（"）	三二
○越谷都市計画下水道の変更 （下水道課）	三〇	○"（"）	三二
○春日部都市計画下水道の変更 （"）	三〇	○"（杉戸県土	三二
○開発行為に関する工事の完了公告 （建築指導課）	三〇	○埼玉県立病院料金の収納事務委託 （経営管理課）	三三
○財務会計オンラインシステムの中央機及び汎用プログラムの随 （"）	三〇	○託 （内水面漁場管理委員会	三三

規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年埼玉県規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号ト中「国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）第三章の三に定める機関」を「国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関」に改める。

様式第六号（表面）及び様式第七号（表面）中

第一種 銃猟免許	(3) ライフル銃	銃砲許可
	(4) 散弾銃	銃砲許可
第二種 銃猟免許	(5) 空気銃	銃砲許可
	(6) ガス銃	銃砲許可

を

第一種 銃猟免許	(3) ライフル銃	
	(4) 散弾銃	
	(5) 空気銃	
第二種 銃猟免許	(6) ガス銃	
	(7) 空気銃	
	(8) ガス銃	

銃砲所持 許可番号	号	交付 年月日	年	月	日
銃砲所持 許可番号	号	交付 年月日	年	月	日
銃砲所持 許可番号	号	交付 年月日	年	月	日
銃砲所持 許可番号	号	交付 年月日	年	月	日
銃砲所持 許可番号	号	交付 年月日	年	月	日
銃砲所持 許可番号	号	交付 年月日	年	月	日
銃砲所持 許可番号	号	交付 年月日	年	月	日
銃砲所持 許可番号	号	交付 年月日	年	月	日

に始る。回禁

禁止銃（火器）中

網・わな猟免許	(1) 網 (2) わ	都道府県 知事名	知事
第一種銃猟免許	(3) ラトル銃 (4) 散弾銃	都道府県 知事名	知事
第二種銃猟免許	(5) 空気銃 (6) ガス銃	都道府県 知事名	知事

銃猟免許の番号	交付 年月日	年	月	日
銃猟免許の番号	交付 年月日	年	月	日
銃猟免許の番号	交付 年月日	年	月	日

を

銃猟者登録を受けようとする 銃猟免許の種類・使用する猟 網・わな猟免許		(1) 網 (2) わ
銃猟免許に 係る登録		(3) ラトル (4) 散弾 (5) 空気 (6) ガス
第一種銃猟免許 に係る登録		(7) 空気 (8) ガス
第二種銃猟免許 に係る登録		

所持する銃猟免許の内容					
な	都道府県 知事名	知事	銃猟免許の番号		交付 年月日
			銃猟免許の番号		交付 年月日
銃	都道府県 知事名	知事			年 月 日
銃	都道府県 知事名	知事			年 月 日
銃	所持する免許の種類	第一種銃猟免許	第二種銃猟免許		
銃	都道府県 知事名	知事	銃猟免許の番号	交付 年月日	年 月 日

に始る。回禁

禁止銃（火器）中

第一種 銃猟免許	ラトル銃	銃砲所持許可証の番号	号	交付年月日
	散弾銃	銃砲所持許可証の番号	号	交付年月日

第一種 銃猟免許	ラトル銃	銃砲所持許可証の番号	号	交付
	散弾銃	銃砲所持許可証の番号	号	交付
	空気銃	銃砲所持許可証の番号	号	交付
第一種 銃猟免許		銃砲所持許可証の番号	号	交付

交付年月日	年	月	日
交付年月日	年	月	日
交付年月日	年	月	日
交付年月日	年	月	日

に始る。回禁禁止銃（火器）中

に始る。回禁

なお、第一種銃猟免許を受けた者がライフル銃及び散弾銃を使用せずに空気銃又はガス銃を使用する場合は、第二種銃猟免許に係る登録を申請すること。

禁止銃（火器）（火器）の記載事項に後述のとおり記載すること。

また、第二種銃猟免許に係る登録の場合に限り、所持する免許の種類に□にレ印を付すこと。

銃・わな猟免許		(1) 網	都道府県名	知事
第一種銃猟免許		(2) わ	都道府県名	知事
第二種銃猟免許		(3) ライフル銃	都道府県名	知事
		(4) 散弾銃	都道府県名	知事
		(5) 空気銃	都道府県名	知事
		(6) ガス銃	都道府県名	知事

様式第九号（表画）中

狩猟免許の番号	交付年月日	年	月	日
狩猟免許の番号	交付年月日	年	月	日
狩猟免許の番号	交付年月日	年	月	日

狩猟者登録を受けようとする 狩猟免許の種類・使用する銃 網・わな猟免許に係る	(1) 網	(2) わ
第一種銃猟免許に係る	(3) ライフル	(4) 散弾
第二種銃猟免許に係る	(5) 空気	(6) ガス
	(7) 空気	(8) ガス

所持する狩猟免許の内容

都道府県名	知事	狩猟免許の番号	交付年月日	年	月	日
都道府県名	知事	狩猟免許の番号	交付年月日	年	月	日
都道府県名	知事	第一種銃猟免許	第二種銃猟免許	年	月	日

ひがる 回覧

中 (裏面) 式	第一種銃猟免許	
	ライフル銃 散弾銃	銃砲所持許可証の番号 銃砲所持許可証の番号
	号	交付年月日
	号	交付年月日

年 月 日	
年 月 日	

や

第 一 種 銃猟免許	ライフル銃	銃砲所持許可証の番号	号	交
	散弾銃	銃砲所持許可証の番号	号	交
	空気銃	銃砲所持許可証の番号	号	交
	ガス銃	銃砲所持許可証の番号	号	交

ひがる

交付年月日	年	月	日
交付年月日	年	月	日
交付年月日	年	月	日
交付年月日	年	月	日

ひがる 回覧（表画）の記載上の注意事項1に後記

として次のように加える。

なお、第一種銃猟免許を受けた者がライフル銃及び散弾銃を使用せずに空気銃又はガス銃を使用する場合は、第二種銃猟免許に係る登録を申請すること。

様式第九号（表画）の記載上の注意事項1に後記として次のように加える。

また、第二種銃猟免許に係る登録の場合に限り、所持する免許の種類に□にレ印を付すこと。

様 画

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第十百十八号

狭山市及び熊谷市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。
平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田 清 司

調査を行つた者の名称	調査を行つた時期	成果の名称	調査を行つた地区	認証年月日
狭山市	平成十四年 平成十五年	地籍図 二十八枚 地籍簿 一冊	狭山第二十七	平成十六年 五月二十一日
熊谷市	平成十四年 平成十五年	地籍図 十七枚 地籍簿 一冊	久保第三	平成十六年 五月二十一日

埼玉県告示第千一百十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける事業者を落札者として、次のとおり公示する。

平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田 豊 臣

1 購入等件名及び数量

印刷浄書業務（電子写真複写機による製版業務、オフセット印刷業務、印刷物の製本業務及び名刺印刷業務）一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部文書課公印・浄書担当

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成16年3月26日

4 落札者の氏名及び住所

有限会社製版印刷センター 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷2丁目1番1号

5 落札金額

（予定）26,249,265円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告又は公示を行った日

平成16年2月13日

埼玉県告示第千四百二十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける事業者を落札者として、次のとおり公示する。

平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田 豊 臣

1 購入等件名及び数量

別表のとおり

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部管財課庁舎管理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

別表整理番号1～14 平成16年3月29日

別表整理番号15～31 平成16年3月30日

4 落札者の氏名及び住所

別表のとおり

5 落札金額

別表のとおり

6 契約の相手方を決定した手続

指名競争入札

7 入札の公告又は公示を行った日

平成16年2月13日

別表

整理番号	購入等件名及び数量	落札者の氏名及び住所	落札金額
1	本庁（清掃）地区清掃業務 一式	株式会社むさしビルクリーナー 埼玉県さいたま市浦和区常盤3丁目3番9号	88,200,000円
2	本庁（第二庁舎）地区清掃・警備業務 一式	株式会社むさしビルクリーナー 埼玉県さいたま市浦和区常盤3丁目3番9号	93,450,000円
3	本庁（駐車場）地区駐車場管理業務 一式	株式会社むさしビルクリーナー 埼玉県さいたま市浦和区常盤3丁目3番9号	63,000,000円
4	本庁（警備）地区警備業務 一式	株式会社ウラワ・サービスセンター 埼玉県さいたま市浦和区常盤5丁目2番18号	22,312,500円
5	本庁（職事堂）地区清掃業務 一式	埼玉県環境保全株式会社 埼玉県さいたま市浦和区仲町1丁目12番1号	37,170,000円
6	本庁（会館）地区清掃・冷暖房機運転業務 一式	株式会社ビルメン 埼玉県さいたま市浦和区高砂1丁目2番1号 エイペックスタワー・オフィス東館	24,675,000円

7	南 A 地区清掃業務一式	株式会社オノロード 埼玉県上尾市大字向山31番地10	11,287,500円
8	南 B 地区清掃・冷暖房機運転業務一式	毎日興業株式会社 埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目244番地1	38,850,000円
9	南 C 地区清掃・警備・中央監視業務一式	株式会社ビルメソ 埼玉県さいたま市浦和区高砂1丁目2番1号 エイペックスタワー・オプイス東館	60,984,000円
10	南 D 地区清掃・冷暖房機運転業務一式	株式会社クリーンソング 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2 さいたま新都心 LA タワー30F	26,040,000円
11	南 E 地区清掃業務一式	株式会社エヌテックサービス 埼玉県さいたま市北区別所町38番地2	24,675,000円
12	南 F 地区清掃・冷暖房機運転業務一式	株式会社昭和総合サービス 埼玉県さいたま市南区大字太田窪2745番地	18,795,000円
13	南 G 地区清掃・中央監視・冷暖房機運転業務一式	日本環境クリア一株式会社 埼玉県さいたま市中央区上落合9丁目9番4-202号	32,550,000円
14	南 H 地区清掃・冷暖房機運転業務一式	近代ビル管理株式会社 埼玉県大里郡岡部町大字針ヶ谷767番地3	12,390,000円
15	西 A 地区清掃・冷暖房機運転業務一式	太陽管財株式会社 埼玉県さいたま市北区日進町3丁目8番地	40,950,000円
16	西 B 地区清掃・冷暖房機運転業務一式	株式会社昭和総合サービス 埼玉県さいたま市南区大字太田窪2745番地	21,000,000円
17	西 C 地区清掃業務一式	埼玉美装株式会社 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5	11,781,000円
18	西 D 地区清掃・冷暖房機運転業務一式	有限会社戸口工業 埼玉県比企郡玉川村大字玉川14621番地	19,761,000円
19	西 E 地区清掃・冷暖房機運転業務一式	株式会社三幸コミュニケーションズ 東京都板橋区板橋2丁目61番15号旭ビル6階	10,489,500円

20	西 F 地区清掃・冷暖房機運転業務一式	花園興業株式会社 埼玉県さいたま市桜区田島4丁目15番15号	22,827,000円
21	東 A 地区清掃・冷暖房機運転業務一式	太平ビル管理株式会社 埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸2丁目6番3号	42,000,000円
22	東 B 地区清掃・冷暖房機運転業務一式	株式会社日環サービス 埼玉県川口市前川1丁目14番15号	21,000,000円
23	東 C 地区清掃・冷暖房機運転業務一式	株式会社サソックス 埼玉県行田市行田22番10号	37,275,000円
24	東 D 地区清掃業務一式	株式会社藤環境公栄社 埼玉県蕨市北町3丁目4番5号	9,954,000円
25	東 E 地区清掃・中央監視業務一式	富士エソジニアリング株式会社 埼玉県熊谷市石原820番地2	26,134,500円
26	北 A 地区清掃・冷暖房機運転業務一式	極東ビル管理株式会社 埼玉県さいたま市見沼区大和田町1丁目1860番地	19,530,000円
27	北 B 地区清掃・冷暖房機運転業務一式	極東ビル管理株式会社 埼玉県さいたま市見沼区大和田町1丁目1860番地	36,729,000円
28	北 C 地区清掃業務一式	ビソ一工業株式会社 埼玉県さいたま市西区大字西新井505番地121	11,550,000円
29	北 D 地区清掃・冷暖房機運転業務一式	株式会社サソックス 埼玉県行田市行田22番10号	31,290,000円
30	北 E 地区清掃・冷暖房機運転業務一式	株式会社第一清美 埼玉県所沢市宮本町2丁目15番15号	14,070,000円
31	北 F 地区清掃・冷暖房機運転業務一式	有限会社戸口工業 埼玉県比企郡玉川村大字玉川14621番地	32,235,000円

埼玉県告示第千二百一十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

- 購入等件名及び数量
廃棄物収集運搬処分業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部管財課庁舎管理担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 落札者を決定した日
平成16年3月26日
- 落札者の氏名及び住所
埼玉環境保全株式会社 埼玉県さいたま市浦和区仲町1丁目12番1号
- 落札金額
(予定) 40,890,684円
- 契約の相手方を決定した手続
指名競争入札
- 入札の公告又は公示を行った日
平成16年2月13日

埼玉県告示第千二百一十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

- 購入等件名及び数量
さいたま市の国産の新聞折り込み及び配布業務 2,350千部（平均）×12回（12ページ×9回・16ページ×3回）
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部広報広聴課の国産の折り込み 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 落札者を決定した日
平成16年3月26日
- 落札者の氏名及び住所
埼玉県折込広告事業協同組合 埼玉県さいたま市北区奈良町15番地4
- 落札金額
8,681円（12ページ税抜き1部当たりの単価）
- 8,681円（16ページ税抜き1部当たりの単価）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札の公告又は公示を行った日
平成16年2月13日

平成十五年度の個人情報の開示等の実施状況を次のとおり公表する。
平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

一 文書による開示請求の受付件数及び処理件数

実施機関	受付件数	処 理 件 数			
		開 示	部分開示	不開示	不存在 取下げ
知 事	一五件	四件	九件	〇件	二件 〇件
教育委員会	一三件	一二件	三件	〇件	八件 〇件
合 計	三八件	一六件	一二件	〇件	一〇件 〇件

注 他の実施機関については、実績なし。

二 口頭による開示請求の処理件数

実施機関	処 理 件 数
知 事	九〇一件
教育委員会	六、五三四件
人事委員会	一、一八四件
合 計	八、六一九件

注 他の実施機関については、実績なし。

三 個人情報訂正等の請求の受付件数及び処理件数

実施機関	受付件数	処 理 件 数		
		訂 正 等	一部訂正等	未処理件数

注 他の実施機関については、実績なし。

四 個人情報情報の取扱いについての苦情の申出の受付件数及び処理件数

知事	二件	〇件	一件	一件	〇件
実施機関	受付件数	処 理 件 数			未処理件数
知事	六件	〇件	〇件	六件	〇件
		是 正 等	一 部 是 正 等	是 正 等 な し	

注 他の実施機関については、実績なし。
五 事業者に対する説明等の要求、是正の勧告及び事実の公表の件数
実績なし。

合 計	九件	一件	〇件	八件	〇件
教育委員会	三件	一件	〇件	二件	〇件

埼玉県告示第千二百二十四号

埼玉県個人情報保護条例（平成六年埼玉県条例第五号）第十一条第二項の規定により、個人情報取扱事務を次のとおり登録する。

平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田清司

[illegible]

固有事務	No.	1355
事務開始年月日	2004年4月1日	
実施機関コード	1	
実施機関名	知事	
部名	環境防災部	
登録所管課所	環境科学国際センター	
課所コード	09A30	
事務所掌	環境科学国際センター	
課所名		

記録の項目		<心身の状況>
<基本的事項>		健康状態
識別番号		病歴
氏名		障害
性別		身体状況
* 生年月日・年齢		* 家庭状況等
* 国籍・国籍		家族状況
* 住所		親族関係
* 電話番号		婚姻
		居住状況

<社会生活等>	<資産・収入>	目的外利用・提供の有無
* 職業・職歴	財産・収入	無
* 学歴・學歷	納税状況	有 ()
* 資格	公的扶助	
* 賞罰	取引状況	
* 成績・評価		
職業上の地位		
趣味		

処理形態 **主な収集先**

手作業処理のみ	* 本人のみ
オンライン結合有	* 本人以外からの収集
オンライン結合無	(第)号(該当)

- 1: 他の実施機関
- 2: 他の官公庁
- 3: 民間・私人刊行物等
- 4: 実施機関内部利用

個人情報が記録されている主な公文書名

彩の国環境大学修了者人材リスト

固有事務	No.	1354	記録の項目	<心身の状況>	<社会生活等>	処理形態	主な収集先	個人情報が記録されている 主な公文書名
事務開始年月日	2003年	4月	1日	<基本的事項> 健康状態 病歴 障害 身体状況 家族状況等 親族関係 婚姻 居住状況	職業・職歴 学業・學歷 資格 成績 評価 職業上の地位 趣味	* 手作業処理のみ オブライン結合有 オブライン結合無	本人のみ 本人以外からの収集 (第 号 該当)	
実施機関コード				知事 健康福祉部 健康福祉政策課 04A00 健康福祉政策課	資産・収入 財産・収入 納税状況 公的扶助 取引状況	* 他の実施機関 他の官公庁 民間・私人 刊行物等 実施機関内部利用	1: 2: 3:	
実施機関名				課所コード	<思想・信条等> 思想・信条・宗教 その他	目的外利用・提供の有無	4:	
部署名				事務所掌 課所名				
登録所管課								
個人情報取扱事務の名称	市町村保健師配置状況							
個人情報取扱事務の目的	市町村保健師の配置状況等を把握することにより、保健師の							
個人情報取扱対象者の範囲	市町村保健師							

埼玉県告示第千二百二十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
電子計算機賃借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部情報政策課大型電子計算機担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日
平成16年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所北関東支店 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目9番6

5 契約金額
505,716,750円

6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

埼玉県告示第千二百二十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十一条の規定による狩猟免許試験並びに法第五十一条第二項の適性試験及び同条第四項の講習を次のとおり実施する。

平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田 清 司

一 狩猟免許試験

イ 試験の期日及び会場並びに免許申請書の提出期限

期 日	会 場	提出期限
平成十六年九月 一日 (水)	東松山市民文化センター	平成十六年八月二十七日 (金)
平成十六年九月 十日 (金)		平成十六年九月 七日 (火)

ロ 試験の受付時間

各期日とも午前九時三十分から九時五十分まで

ハ 受験資格

次の(1)及び(2)に該当する者

(1) 県内に住所を有する者

(2) 試験当日において満二十歳に達している者

ニ 免許申請書の提出先

受験者の住所を管轄する各環境管理事務所

ホ 提出書類

(1) 狩猟免許申請書

(2) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・六センチメートル、横二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）一枚

(3) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第四十条第二号、第三号又は第四号の規定に該当しないことについての医師の診断書

ヘ 狩猟免許手数料

五千三百円（法第四十九条第一号に掲げる者にあつては四千円）相当額の埼玉県収入証紙を狩猟免許申請書にはり付けて納付すること。

ト 試験の方法

(1) 試験は、次に掲げる科目について行う。

区 分	科 目
適性試験	視力 聴力 運動能力
知識試験	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令に関する知識 猟具に関する知識 鳥獣に関する知識

技能試験

網・わな猟免許に係る場合にあつては、猟具の判別及び取扱い並びに鳥獣の判別能力
第一種銃猟及び第二種銃猟の狩猟免許に係る場合にあつては、猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別能力

(2) 技能試験は、適性試験及び知識試験の合格者に対して行う。

(3) 法第四十九条第一号に該当する者については、知識試験のうち、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令並びに鳥獣に関する知識に係る試験を免除する。

チ 狩猟免許の交付

試験の合格者に対しては、狩猟免許を交付する。

リ その他

受験者が申し込んだ試験会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することがある。

二 狩猟免許の更新を受けようとする者の適性試験及び講習

イ 適性試験及び講習の期日及び会場並びに免許更新申請書の提出期限

期 日	会 場	提出期限
平成十六年七月二十二日 (木)	川越南文化会館	平成十六年七月 十六日 (金)
平成十六年七月二十八日 (水)	秩父地方庁舎3階大会議室	平成十六年七月二十三日 (金)
平成十六年八月 四日 (水)	岩槻市立福祉会館（城址公園イグレット）	平成十六年七月 三十日 (金)
平成十六年八月二十四日 (火)	花園町コミュニティセン ター	平成十六年八月 十九日 (木)

ロ 適性試験及び講習の受付時間

各期日とも午前九時三十分から九時五十分まで

ハ 適性試験及び講習を受ける資格

次の(1)及び(2)に該当する者

- (1) 県内に住所を有する者
- (2) 平成十六年九月十四日に有効期間が満了となる狩猟免許を受けている者

二 免許更新申請書の提出先

狩猟免許の更新を受けようとする者の住所地を管轄する各環境管理事務所

ホ 提出書類

(1) 狩猟免許更新申請書

(2) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・六センチメートル、横二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）一枚

(3) 銃砲刀剣類所持等取締法第四十一条第一号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第四十条第二号、第三号又は第四号の規定に該当しないことについての医師の診断書

ヘ 狩猟免許更新手数料

二千九百円相当額の埼玉県収入証紙を狩猟免許更新申請書にはり付けて納付すること。

ト 適性試験及び講習の科目

区分	科 目
適性試験	視力 聴力 運動能力
講 習	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令 猟具の取扱い 鳥獣の判別

チ 狩猟免許の交付

講習を受講し、適性試験に合格した者に対しては、狩猟免許を交付する。

リ その他

申請者が申し込んだ適性試験及び講習の会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することがある。

三 免許申請書等の請求

狩猟免許申請書及び狩猟免許更新申請書は、各環境管理事務所に請求すること。

埼玉県告示第千二百二十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による医療扶助のための医療を担当する医療機関
一 指定医療機関

関又は医療扶助のための施術を担当する施術者として、次の者を指定した。
平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

名 称	開 設 者 名	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人尚寿会 大生病院	医療法人 尚寿会	狭山市水野六〇〇	平成十六年 四月 十六日
医療法人社団医風会 石山記念病院	医療法人社団 医風会	狭山市水野一二四五―二	平成十六年 四月 十三日
ねごろクリニックス	医療法人社団 啓孝会	熊谷市銀座五六一―三	平成十六年 四月 五日
医療法人社団憲寿会 ミツワビル眼科クリニック	医療法人社団 憲寿会	川口市栄町三二五―一 ミツワビル六F	平成十六年 四月 三十日
かねこ内科リウマチ科クリニック	金子 元 英	川口市西新井宿三〇五	平成十六年 五月 一日
埼玉ホームケアクリニック	医療法人社団 埼玉ホームケアクリニック	川口市本町四一八―二 小野ビル四階	平成十六年 四月 十五日
所沢呼吸器科クリニック	林 俊 成	所沢市東住吉七一八 アルファビル四階	平成十六年 四月 五日
米 島 医 院	米 島 正 博	所沢市山口一八一―六	平成十六年 四月 一日
医療法人真誠会 本間内科皮膚科クリニック	医療法人 真誠会	本庄市見福三二五―六	平成十六年 五月 七日
医療法人慶寿会 春日部内科クリニック	医療法人 慶寿会	春日部市備後東一二二―三二	平成十六年 四月 一日
入 曾 整 形 外 科 内 科	白 昌 善	狭山市南入曾四六二―二	平成十六年 五月 一日
ブライムクリニック	田 代 茂	鴻巣市人形四一六―二五	平成十六年 四月 一日
上尾脳神経外科クリニック	山 口 純 一	上尾市本町一三二―六	平成十六年 五月 一日
かわかみこどもクリニック	川 上 哲 夫	上尾市藤波三一八―八	平成十六年 四月 二十日
山 崎 ク リ ニ ッ ク	山 崎 達 雄	草加市中央二四一―一	平成十六年 四月 五日
みなみ草加クリニック	医療法人社団 ゆうゆう会	草加市新里町一〇七―一	平成十六年 四月 一日
さめしま整形外科	医療法人社団 泰昇会	越谷市赤山町六一二―一	平成十六年 四月 一日
医療法人社団恵重会 大越医院	医療法人社団 恵重会	越谷市平方一七一―〇二	平成十六年 四月 一日
青 木 ク リ ニ ッ ク	青 木 功 雄	北本市中央二二五九 平井ビル三階	平成十六年 五月 一日
小 笠 原 医 院	医療法人芳喜会 小川医院	坂戸市小沼八四六	平成十六年 四月 二十八日
小 笠 原 歯 科 医 院	小 笠 原 寿 子	川口市仲町一七―八	平成十六年 四月 二十八日
福 島 歯 科 医 院	福 島 聡 子	川口市西川口一三二―二	平成十六年 四月 二十八日
宮 崎 歯 科 医 院	宮 崎 修 之	所沢市東狭山ヶ丘一八七六―三 F	平成十六年 四月 二十八日
に い み 歯 科 ク リ ニ ッ ク	小 長 谷 貴 子	所沢市狭山ヶ丘二二六四―三八	平成十六年 四月 一日

二
指定施術者

浦	氏名	住所	施設			指定年月日
			名称	所在地	在	
茂治	川口市芝二二六二二	せいおう接骨院	川口市芝中田二一六六		平成十六年 四月 六日	
仁デンタルクリニック	久保田 仁 徹	所沢市緑町一〇一	ミナミプラザ二階二〇四		平成十六年 四月 八日	
くぼた歯科医院	本庄市 憲 憲	本庄市駅南一七五			平成十六年 四月 十五日	
ミナミ歯科クリニック	狭山市 基 伸	狭山市狭山台四三三一			平成十六年 四月 二十二日	
笠井 齒 科 医 院	越谷市 進	越谷市北越谷三一四			平成十六年 四月 十二日	
北越谷中央歯科	越谷市 龍	越谷市北越谷二四〇一九	エトワールシャトー一〇一		平成十六年 四月 二十三日	
みやざき 齒 科	越谷市 継 哉	越谷市北越谷四二一五	親宅ビル一階		平成十六年 四月 二十三日	
松崎 齒 科 診 療 所	鳩ヶ谷市 俊 哉	鳩ヶ谷市南三四一三			平成十六年 四月 二日	
北坂戸駅前歯科医院	坂戸市 健 一郎	坂戸市末広町一五			平成十六年 四月 一日	
ケミスト薬局 川口店	川口市 株式会社 スリーハート	川口市青木一七三六	メゾン藤井一階		平成十六年 四月 一日	
川口本町薬局	川口市 株式会社 スリーハート	川口市本町三三三三			平成十六年 四月 二十一日	
らいむ 薬 局	本庄市 株式会社 カイセイ	本庄市見福三三五七			平成十六年 五月 七日	
藤 薬 局	羽生市 株式会社 カイセイ	羽生市藤井上組八七四三			平成十六年 四月 一日	
ケミスト薬局 上尾店	上尾市 株式会社 カイセイ	上尾市愛宕三九二五			平成十六年 四月 三十日	
サンテドラッグせんげん台薬局	越谷市 株式会社 カイセイ	越谷市千間台東一〇一			平成十六年 四月 一日	
ウエルシア越谷蒲生薬局	越谷市 株式会社 カイセイ	越谷市南町一五二七			平成十六年 四月 一日	
サンタの健康薬局 坂戸店	坂戸市 株式会社 カイセイ	坂戸市南町二四五 長久保ビル二〇二			平成十六年 四月 二十八日	
スマイル薬局 幸手店	幸手市 株式会社 カイセイ	幸手市東四二七四			平成十六年 四月 十六日	
のぞみ 薬 局	三郷市 株式会社 カイセイ	三郷市幸房四七六一二			平成十六年 四月 十四日	
なごみ 薬 局	三郷市 株式会社 カイセイ	三郷市鷹野三二六〇二			平成十六年 四月 十四日	
みすず 薬 局	幸手市 株式会社 カイセイ	幸手市中川崎七五六八			平成十六年 四月 一日	
エンジェル薬局	幸手市 株式会社 カイセイ	幸手市南三一八一八			平成十六年 四月 一日	
有限会社 玉川薬局	比企郡 玉川村 五明二六五七	比企郡玉川村五明二六五七			平成十六年 四月 一日	
薬 局 チ ム ニ	大里郡 妻沼町 中央一五五	大里郡妻沼町中央一五五			平成十六年 四月 十六日	
ウエルパーク薬局 ふじみ野店	入間郡 大井町 ふじみ野四一八五二	入間郡大井町ふじみ野四一八五二			平成十六年 五月 一日	
薬局ドラッグ太陽 南栗橋店	北葛飾郡 栗橋町 南栗橋四一四一	北葛飾郡栗橋町南栗橋四一四一			平成十六年 四月 二十日	
総合福祉エリア訪問看護ステーション	東松山市 社会福祉協議会	東松山市松山二二八三			平成十六年 三月 一日	

埼玉県告示第千二百二十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定による指定施術者から、次のとおり変更の届出があった。

平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

氏名	変更事項	変更前	変更後
柳澤 光一	住 所	朝霞市岡三二一〇一七四〇三	朝霞市栄町二二一〇四五九一〇

埼玉県告示第千二百二十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

名称	所在地	廃止年月日
埼玉ホームケアクリニック	川口市本町四一八二二	平成十六年 四月 一日
みなみ草加クリニック	草加市新里町一〇七一	平成十六年 四月 一日
北坂戸駅前歯科医院	坂戸市末広町一五	平成十六年 三月三十一日
ケミスト薬局	川口市青木一七三六	平成十六年 三月三十一日
川口 口 店	藤井ビル一F	平成十六年 三月三十一日
石山記念病院	狭山市水野二二四五二	平成十六年 三月三十一日

小林 宏治	羽生市西五二〇一九	平成十六年 四月 二日
高橋 和之	上尾市平塚二九四九 グラン・リヴィエール三〇三	平成十六年 四月二十八日
小林 整骨院	羽生市西五二〇一九	平成十六年 四月 二日
上尾ひかり整骨院	上尾市谷津二二二二	平成十六年 四月二十八日

藤 薬 局	羽生市藤井上組八七四一三	平成十六年 三月三十一日
川口本町薬局	川口市本町三三三三	平成十六年 三月三十一日
エンジェル薬局	幸手市南三一八一八	平成十六年 三月三十一日
春日部内科	春日部市備後東一二二三二	平成十六年 三月三十一日
クリニック	越谷市赤山町六一二二二	平成十六年 四月 一日
さめしま整形外科	比企郡玉川村五明二二六五七	平成十六年 三月三十一日
有限会社平塚薬局	比企郡玉川村五明二二六五七	平成十六年 三月三十一日
玉 川 店	比企郡玉川村五明二二六五七	平成十六年 三月三十一日
小川 医 院	坂戸市小沼八四六	平成十六年 三月三十一日
松崎歯科医院	鳩ヶ谷市南三二四一三	平成十六年 四月 一日
米 島 医 院	所沢市山口一八一六	平成十六年 四月 一日
医療法人尚寿会	狭山市水野五九四	平成 八年十一月 十四日
大 生 病 院	越谷市平方一七二〇二	平成十六年 三月三十一日
大 越 医 院	越谷市平方一七二〇二	平成十六年 三月三十一日
福島歯科医院	川口市西川口一三二一二	平成十六年 四月 十日
アサヒ調剤薬局	坂戸市南町三三二四一二	平成 九年十一月 三十日
ミツワビル眼科	川口市栄町三二五一	平成十六年 三月三十一日
クリニック	ミツワビル六F	平成十六年 三月三十一日
ケミスト薬局上尾店	上尾市愛宕三九一二五	平成十六年 三月三十一日
田代内科・整形外科	北本市北本三三三四	平成十六年 三月三十一日
クリニック	北本市北本三三三四	平成十六年 三月三十一日
のぞみ薬局	三郷市幸房四七六一二	平成十六年 三月 一日

薬局HACドラッグ太陽
南 栗 橋 店

北葛飾郡栗橋町中里四二三

平成十六年 三月三十一日

ねごろクリニック

熊谷市銀座五六一一三

平成十六年 三月三十一日

埼玉県告示第千百三十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項の規定による介護扶助のための介護機関として、次の者を指定した。

平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

名 称	所 在 地	開 設 者 名	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
埼玉ホームケアクリニック 医療法人社団恵重会 大越医院 米 島 医 院 ねごろクリニック 埼玉医療生活協同組合皆野病院	川口市本町四一八二二 小野ビル四階 越谷市平方一七一〇一〇二 所沢市山口一八一一六 熊谷市銀座五六一一三 秩父郡皆野町皆野二〇三一	医療法人社団 埼玉ホームケアクリニック 医療法人社団 恵重会 米 島 正 博 医療法人社団 啓孝会 埼玉医療生活協同組合	居宅療養管理指導 居宅療養管理指導 居宅療養管理指導 居宅療養管理指導 短期入所療養介護 介護療養型医療施設	平成十六年 四月 十五日 平成十六年 四月 一日 平成十六年 四月 一日 平成十六年 四月 一日 平成十六年 五月 十日
松 崎 歯 科 診 療 所 仁デンタルクリニック ツ カ サ 薬 局 田 辺 薬 局 川口新郷店 ケミスト薬局 川口店 ケミスト薬局 上尾店 有限会社 玉川薬局 アイリスケアセンター川口並木	鳩ヶ谷市南三一四一三 所沢市緑町二〇一 ミナミラザ階二〇四 川口市戸塚二一一一五 川口市江戸袋一一四一八 川口市青木一一七三六 メゾン藤井一階 上尾市愛宕三一九一二五 比企郡玉川村五明一二六五七 川口市並木三三一九 公園西川口アパートF	松 崎 俊 哉 鄭 仁 徹 株式会社 ツカサ調剤薬局 フクイ薬品株式会社 クラフト株式会社 クラフト株式会社 有限会社 玉川薬局 株式会社 ニチイ学館	居宅療養管理指導 居宅療養管理指導 居宅療養管理指導 居宅療養管理指導 居宅療養管理指導 居宅療養管理指導 居宅療養管理指導 訪問介護 福祉用具貸与 居宅介護支援事業 居宅介護支援事業 居宅介護支援事業 短期入所生活介護 通所介護 居宅介護支援事業	平成十六年 四月 二日 平成十六年 四月 八日 平成十六年 五月 六日 平成十六年 五月 六日 平成十六年 四月 一日 平成十六年 四月 三十日 平成十六年 四月 一日 平成十六年 三月 一日 平成十六年 四月 一日 平成十六年 五月 一日 平成十六年 四月 八日 平成十六年 四月 八日 平成十六年 四月 八日
ハッピークローバー居宅介護支援事業所 総合福祉 ツクイ 安行 特別養護老人ホーム 豊潤館 デイサービスセンター 豊潤館 居宅介護支援センター 豊潤館	川口市東本郷二一一七一三一 川口市安行北谷六一七一 春日部市花積二六七七一 春日部市花積二六七七一 春日部市花積二六七七一	県南福祉サービス有限会社 株式会社 ツクイ 社会福祉法人 弘颯会 社会福祉法人 弘颯会 社会福祉法人 弘颯会	居宅介護支援事業 居宅介護支援事業 短期入所生活介護 通所介護 居宅介護支援事業	平成十六年 四月 一日 平成十六年 五月 一日 平成十六年 四月 八日 平成十六年 四月 八日 平成十六年 四月 八日

ジャパンケアサービス ハッピー春部ヘルパーステーション ジャパンケアサービス ハッピー春部・居宅介護支援事業所 特別養護老人ホーム やまぶきの里 さくらの樹 有限会社 ふるとね介護サービス グループホームみんなの家 松伏 居宅介護支援事業所 うねめ 松下電工エイジフリーサービス株式会社 三郷営業所 指定訪問介護事業所 ここ・さぼーと 上尾介護サービスセンター せいじん	春日部市中央六一一六 KNビル１F西棟 春日部市中央六一一六 KNビル１F西棟 岩槻市東岩槻二一二〇 越谷市蓮生西町一九八 蓮生ビュハイム八〇六号 北葛飾郡杉戸町杉戸四一一二六 北葛飾郡松伏町築比地一四三七一 三郷市采女一一六三一 三郷市早稲田一一八五一一〇二 北足立郡伊奈町大針三三八一一六一 上尾市川二二三六一	株式会社 ジャパンケアサービス 株式会社 ジャパンケアサービス 社会福祉法人 弘颯会 さくらの樹 有限会社 有限会社 ふるとね介護サービス 株式会社 ウイズネット 株式会社 ファミリーケア 松下電工エイジフリーサービス株式会社 有限会社 ケア・パートナー 医療法人社団 誠尽会	訪問介護 居宅介護支援事業 短期入所生活介護 訪問介護 訪問介護 痴呆対応型共同生活介護 訪問介護 訪問介護 訪問介護 居宅介護支援事業	平成十六年 四月 八日 平成十六年 四月 八日 平成十六年 三月 五日 平成十六年 四月 二日 平成十六年 四月 一日 平成十六年 五月 六日 平成十六年 四月 十六日 平成十六年 四月 二十日 平成十六年 四月 六日 平成十六年 四月 五日
さいたまコープふれあい介護センター 上尾 社会福祉法人 鴻巣市社会福祉協議会 東京リビングサービスさわやか介護センター・戸田 ハッピークローバー 戸田 デイサービスセンター ハレルヤ 短期入所生活介護 ハレルヤ オカリナ介護サービス アイリスガーデン 和光みなみ 有限会社寿介護エス・オー・エス 所沢 家具の吉沢屋 所沢店 ジャパンケアサービス ハッピー所沢・居宅介護支援事業所 ジャパンケアサービス ハッピー所沢・ヘルパーステーション 総合相談センター 名栗園 松下電工エイジフリー介護チェーン 狭山 ヘルパーステーション すまいる デイサービスセンター のぞみ 株式会社ジュアルビジョン介護センター すずらん熊谷 熊谷西デイサービスセンター	上尾市上尾村八二二 コープニッ宮二階 鴻巣市箕田四二一一一 戸田市川岸二一五一六 戸田市上戸田二一三六八 朝霞市溝沼一一五一六 朝霞市溝沼一一五一六 朝霞市宮戸一四九五 サンエクセル一〇一 和光市南一一二〇一三五 所沢市東狭山七七一 カサ・カルモＦ 所沢市山八三三 所沢市松葉町一七五 ニューアーバン第２ビル２F 所沢市松葉町一七五 ニューアーバン第２ビル２F 飯能市稲荷町一〇一一四 狭山市中央一四九二六 ビアンカ狭山A棟１F 狭山市水野一二一二四 熊谷市広瀬四五四一二 熊谷市筑波二一九八 熊谷市石原一一四三一七	生活協同組合さいたまコープ 社会福祉法人 鴻巣市社会福祉協議会 東京リビングサービス株式会社 県南福祉サービス有限会社 社会福祉法人 ハレルヤ 社会福祉法人 ハレルヤ 合資会社 オカリナ介護サービス 株式会社 ニチイ学館 有限会社 寿介護エス・オー・エス 株式會社 吉澤屋 株式会社 ジャパンケアサービス 株式会社 ジャパンケアサービス 社会福祉法人 名栗園 柳川株式会社 有限会社 クレイズ 特定非営利活動法人 のぞみ 株式会社 ビジュアルビジョン 有限会社 地域福祉整備センター	訪問介護 通所介護 短期入所生活介護 居宅介護支援事業 居宅介護支援事業 訪問介護 訪問介護 訪問介護 訪問介護 訪問介護 訪問介護 訪問介護 訪問介護 訪問介護 訪問介護 通所介護 通所介護 訪問介護 通所介護	平成十六年 四月 十四日 平成十六年 四月 五日 平成十六年 四月 五日 平成十六年 五月 一日 平成十六年 五月 六日 平成十六年 四月 七日 平成十六年 四月 十五日 平成十六年 四月 一日 平成十六年 四月 一日 平成十六年 四月 一日 平成十六年 四月 一日 平成十六年 四月 二十二日 平成十六年 五月 一日 平成十六年 四月 五日 平成十六年 四月 八日 平成十六年 五月 一日

埼玉県告示第千三百三十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項の規定による指定介護機関(同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなさ

れた介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり変更の届出があった。

平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

ライフタウン 愛里	比企郡小川町小川七一五―二	株式会社 ライフータルサービス東松山	痴呆対応型共同生活介護	平成十六年 五月 一日
有限会社 ことぶきパラダイスホーム	比企郡玉川村日影二八六―一	有限会社 ことぶきパラダイスホーム	通所介護	平成十六年 五月 一日
株式会社コムスン 行田駅前ケアセンター	行田市中央一―一五	株式会社 コムスン	訪問介護	平成十六年 四月 一日
ひ の き 苑	加須市北篠崎一七八―二	有限会社 エイチ・イー・エス	痴呆対応型共同生活介護	平成十六年 四月 十五日
ひだまり介護ステーション	本庄市緑二―一―六	有限会社 すこやか	訪問介護	平成十六年 四月 九日
デイサービスセンター健康倶楽部新座	新座市中野一―五―五	株式会社 アイム	通所介護	平成十六年 四月 十三日
居宅介護支援事業所ケアサポート つくし	新座市東北一八―一 アメニティ泰木二〇六号室	医療法人社団 武蔵野会	居宅介護支援事業	平成十六年 四月 十二日
桶川介護サービスセンター せいじん	桶川市泉一―七―五	医療法人社団 誠尽会	居宅介護支援事業	平成十六年 四月 一日
あさひ介護支援センター	誓志代田二〇一 第一原マンション二〇七号室	社会福祉法人 晃和会	訪問介護	平成十六年 四月 一日
デイサービスセンター それいゆ	日高市駒寺野新田二五六―六	ハート株式会社	居宅介護支援事業 通所介護	平成十六年 三月 十二日

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	サービスの種類
川口薬剤師会 中央薬局	所在地 川口市本町三二二―二二―一〇一		川口市本町三三三八	居宅療養管理指導
アイリスケアセンター 熊谷	所在地 熊谷市筑波二四八―一 大栄日生熊谷ビルF		熊谷市肥塚中島一二六九	訪問介護
名 栗 園	名 称 無門園		名栗園	居宅介護支援事業
東 口 薬 局	所在地 飯能市芦薊場七八一		飯能市桶荷町一〇―一四	訪問介護
アビリティーズ・ケアネット株式会社 さいたま営業所	所在地 越谷市千間台東一―六―一		越谷市千間台東一―九―一二 池澤第二ビル二階	居宅療養管理指導
	株主会社 日本アビリティーズ社	さいたま営業所	アビリティーズ・ケアネット株式会社 さいたま営業所	福祉用具貸与

埼玉県告示第千三百三十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項の規定による指定介護機関(同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなさ

れた介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり廃止の届出があった。

平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
ミツワビル眼科クリニック	川口市栄町三五一 ミツワビル六F	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導	平成十六年 三月三十一日
埼玉ホームケアクリニック	川口市本町四一八一二 小野ビル四階	居宅療養管理指導	平成十六年 四月 一日
大 越 医 院	越谷市平方一七二〇二	居宅療養管理指導	平成十六年 三月三十一日
さめしま整形外科	越谷市赤山町六一二二二	訪問看護 居宅療養管理指導	平成十六年 四月 一日
米 島 医 院	所沢市山口一一八一六	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導	平成十六年 四月 一日
ねごろクリニック	熊谷市銀座五一六一三 鳩ヶ谷市南二四一三	居宅療養管理指導 居宅療養管理指導	平成十六年 三月三十一日 平成十六年 四月 一日
松崎歯科診療所	上尾市愛宕二九二五	居宅療養管理指導	平成十六年 三月三十一日
ケミスト薬局 上尾店	春日部市中央六一一六 KNビル一F	訪問介護 居宅介護支援事業	平成十六年 三月三十一日
ケアステーション21 春日部店	三郷市早稲田一一八五一一〇二	訪問入浴介護	平成十六年 四月 一日
松下電工エイジサービス東京 三郷営業所	戸田市本町五一五二五	福祉用具貸与	平成十五年十二月 十一日
ケアメイトジャパン 戸田営業所	所沢市松葉町一七一四 千代田ビル二階	訪問介護 居宅介護支援事業	平成十六年 三月三十一日
ケアステーション21 所沢店		居宅介護支援事業	平成十六年 三月三十一日
介護相談室 あしかり園	飯能市芦薊場八〇六一	居宅介護支援事業	平成十六年 三月三十一日
介護相談室 無門関	飯能市芦薊場七八一	居宅介護支援事業	平成十六年 三月三十一日

埼玉県告示第千百三十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

- | | | | |
|---|---|-------------------------------------|------------------------|
| 1 | 購入等件名及び数量
埼玉県総合リハビリテーションセンター清掃業務一式 | タ一事務局業務部管財・用度担当
玉県上尾市大字西貝塚148番地1 | 埼玉県
さいたま市北区別所町38番地2 |
| 2 | 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総合リハビリテーションセンター | 3 落札者を決定した日
平成16年3月19日 | 5 落札金額
56,910,000円 |
| | 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エヌテックサービス | 6 契約の相手方を決定した手続
指名競争入札 | 7 入札の公告又は公示を行った日 |

平成16年3月5日

埼玉県告示第千三百三十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

蓮見ビル

所沢市中富南一丁目三番二、三番三

ロ 変更の概要

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後九時(年間六十日午後八時)

(変更後) 午後十一時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 第一駐車場 午前九時四十五分(年間百日午前七時四十五分)

から午後九時十五分(年間六十日午後八時十五分)

(変更後) 第一駐車場 午前九時四十五分(年間百日午前七時四十五分)

から午後十一時十五分

ハ 変更年月日

平成十六年六月十五日

ニ 届出年月日

平成十六年五月二十一日

二 縦覧期間

平成十六年五月二十八日から平成十六年九月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県労働商工部地域産業課

埼玉県西部労働工センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十六年五月二十八日から平成十六年九月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県労働商工部地域産業課

埼玉県告示第千三百三十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

川越給食センター

坂戸市栄町三三三番地三

ロ 変更の概要

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後八時(年間百二十日午後九時)

(変更後) 午後十一時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 第一駐車場、第二駐車場 午前九時四十五分(年間百日午前七時四十五分)

時四十五分)から午後八時十五分(年間百二十日午後九時十五分)

(変更後) 第一駐車場 午前九時四十五分(年間百日午前七時四十五分)

から午後十一時十五分

第二駐車場 午前九時四十五分(年間百日午前七時四十五分)

から午後九時十五分

ハ 変更年月日

平成十六年六月十五日

二 届出年月日

平成十六年五月二十一日

二 縦覧期間

平成十六年五月二十八日から平成十六年九月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県労働商工部地域産業課
埼玉県西部労働商工センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十六年五月二十八日から平成十六年九月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県労働商工部地域産業課

埼玉県告示第千三百三十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十六年五月二十八日

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

高麗川ビル

日高市野々宮三十六番地三

ロ 変更の概要

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

埼玉県知事 上田清司

(変更前) 午後九時

(変更後) 午後十一時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 第一駐車場、第三駐車場 午前九時四十五分(年間百日午前七時四十五分) から午後九時十五分

(変更後) 第一駐車場、第三駐車場 午前九時四十五分(年間百日午前七時四十五分) から午後十一時十五分

ハ 変更年月日

平成十六年六月十五日

二 届出年月日

平成十六年五月二十一日

二 縦覧期間

平成十六年五月二十八日から平成十六年九月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県労働商工部地域産業課
埼玉県西部労働商工センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べるることができる。

イ 意見書提出期間

平成十六年五月二十八日から平成十六年九月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県労働商工部地域産業課

埼玉県告示第千三百三十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田清司

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県知事 上田清司

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東武ストア谷塚店

草加市谷塚町字西地総田耕地九一八番一 外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社東武ストア 代表取締役 福田 秀穂

東京都板橋区上板橋三丁目一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社東武ストア 代表取締役 福田 秀穂 外未定

東京都板橋区上板橋三丁目一番一号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成十七年一月二十五日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、九〇〇平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一四一台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一三八台

荷さばき施設的位置及び面積

位置 図面省略 面積 二二四平方メートル

廃棄物等の保管施設的位置及び容量

位置 図面省略 容量 二七立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

二四時間

来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場一 二四時間

駐車場二 二四時間

駐車場三 午前六時から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三カ所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時

ト 届出年月日

平成十六年五月二十四日

二 縦覧期間

平成十六年五月二十八日から平成十六年九月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県労働商工部地域産業課

埼玉県東部労働商工センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十六年五月二十八日から平成十六年九月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県労働商工部地域産業課

埼玉県告示第千百三十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成十六年五月二十八日

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

寿産業ビル

八潮市中央二丁目十三番地七

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

埼玉県知事 上田 清司

- (1) 環境諸法令を遵守すること。
- (2) 周辺住民の生活環境保全のため、来客の自動車走行音の低減等、適切な配慮を行うこと。
- (3) 指針に基づく配慮事項に掲げる対応策等を実行すること。
- (4) 閉店時間が遅くなるため、青少年の「たまり場」になることが危惧されるため、対策を講じていただきたい。
- ハ 同法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要
意見なし

二 縦覧期間

平成十六年五月二十八日から平成十六年六月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県労働商工部地域産業課

埼玉県東部労働商工センター

埼玉県告示第千三百三十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田清司

施設の名 称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県産業技術総合センターの駐車場（指定駐車場以外の駐車場に限る。）	川口市上青木三丁目十二番六十三号 株式会社スキップシティ 代表取締役社長 秋元 勝弘	平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで

埼玉県告示第千四百十号

の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

示す。

平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A1街区維持管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
埼玉県産業技術総合センター管理運営担当 埼玉県川口市上青木3丁目12番18号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成16年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社スキップシティ 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号

5 契約金額
244,125,000円

6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

埼玉県告示第千四百一十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設等の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田清司

施設等の名 称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
彩の国ビジュアルプラザ及び同施設の附属設備	川口市上青木三丁目十二番六十三号 株式会社スキップシティ 代表取締役社長 秋元 勝弘	平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで

埼玉県告示第千四百一十二号

の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司 購入等件名及び数量 1 購入等件名及び数量 彩の国ビジュアルプラザ映像データベース・システム運営業務 一式 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 彩の国ビジュアルプラザ映像データベース担当 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号 3 随意契約の相手方を決定した日 平成16年4月1日 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社デジタルスキップスレーシヨシ 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号 5 契約金額 161,367,255円 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約 7 随意契約とした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当	1 購入等件名及び数量 さいたま新産業拠点（SKIIPシナイ）彩の国ビジュアルプラザの運営に関する業務 一式 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 彩の国ビジュアルプラザ総務・運営担当 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号 3 随意契約の相手方を決定した日 平成16年4月1日 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社スキップシナイ 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号 5 契約金額 603,015,000円 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約 7 随意契約とした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当	さいたま新産業拠点（SKIIPシナイ）A2街区共用部維持管理業務 一式 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 彩の国ビジュアルプラザ設備担当 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号 3 随意契約の相手方を決定した日 平成16年4月1日 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社スキップシナイ 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号 5 契約金額 74,340,000円 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約 7 随意契約とした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当	2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 彩の国ビジュアルプラザ設備担当 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号 3 随意契約の相手方を決定した日 平成16年4月1日 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社スキップシナイ 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号 5 契約金額 76,020,000円 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約 7 随意契約とした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当
埼玉県告示第千四百四十三号 WTIOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。 平成十六年五月二十八日 埼玉県知事 上 田 清 司	埼玉県告示第千四百四十四号 WTIOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。 平成十六年五月二十八日 埼玉県知事 上 田 清 司	埼玉県告示第千四百四十五号 WTIOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。 平成十六年五月二十八日 埼玉県知事 上 田 清 司	埼玉県告示第千四百四十六号 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条第一項の規定に基づき、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。 平成十六年五月二十八日 埼玉県知事 上 田 清 司
試験科目 学科試験のうち指導方法（職業能力開発促進法）	試験科目 学科試験のうち指導方法（職業能力開発促進法）	試験科目 学科試験のうち指導方法（職業能力開発促進法）	試験科目 学科試験のうち指導方法（職業能力開発促進法）

練原理、教科指導法、訓練生の心理生活指導及び職業訓練関係法規

二 受験資格

イ 職業訓練指導員試験を受けることができる者は、次の者とする。

- (1) 職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定に合格した者
- (2) 職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第四十五条の二第二項各号のいずれかに該当する者又は同条第三項各号のいずれかに該当する者のうち、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科を免除された者

ロ イにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができる。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

三 試験期日

平成十六年八月七日(土)

四 試験会場

さいたま市浦和区仲町三丁目五番一

号

埼玉県県民健康センター

五 受験申請の手続

イ 提出書類

- (1) 職業訓練指導員試験受験申請書

(受験票に五十円分の郵便切手をはり付けること。)

(2) 履歴書

(3) 受験資格を証明する書類

(4) 写真(申請日前六月以内に正面上半身を無帽で撮影した縦四センチメートル、横三センチメートルの大きさのもの。裏面に氏名及び受験職種を記入すること。二枚

(5) 職業能力開発促進法施行規則第四十六条の規定に基づく試験の免除を受けようとする者にあつては、免除資格のあることを証明する書類

(6) 長形三号(長さ二十三・五センチメートル、幅十二センチメートル)の封筒(受験者の氏名、住所及び郵便番号を記載し、八十円分の郵便切手をはり付けること。)

一通
提出方法等

提出方法

受付場所及び提出日時

持参

埼玉県自治会館三〇九会議室

平成十六年六月二十四日(木)及び六月二十五日(金) 午前十時から十二時まで及び午後一時から四時まで

郵送

郵便番号三三〇一九三〇一 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 号 埼玉県労働商工部 職業能力開発課技能振興担当
平成十六年六月七日(月)から六月二十五日(金)までの消印のあるものを有効とする。なお、郵送方法は必ず簡易書留とすること。

六

試験手数料の金額及び納付方法

試験手数料の金額 三千円

ただし、指導方法そのものが免除となる者は試験手数料は不要です。

ロ 納付方法

三千円分の埼玉県収入証紙を職業訓練指導員試験受験申請書にはり付けて納付すること。

七 合格発表

平成十六年八月三十一日(火)から九月六日(月)まで埼玉県庁本庁舎一階南側玄関の掲示板に掲示するほか、受験者に通知する。

八 その他

イ 職業訓練指導員試験受験申請書及び履歴書用紙は、埼玉県労働商工部職業能力開発課、各県立高等技術専

門校、埼玉県立職業能力開発センター、各労働商工センター及び埼玉県職業能力開発協会において配布する。なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒(日本工業規格A列四番の大きさの書類が入るもので、その表に送り先を明記し、百四十円分の郵便切手をはり付けたもの)を同封すること。

ロ 試験に関し不明の点は、左記に問い合わせること。

埼玉県労働商工部職業能力開発課 技能振興担当

電話 〇四八(八三〇)四六〇二

埼玉県告示第千四百七十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、滑川町長から次の土地改良事業の工事を完了した旨の届出があった。

平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田 清 司

一 事業

滑川町営土地改良事業(団体営ため池等整備事業)

二 地区

中田沼地区

三

工事完了年月日 平成十六年三月九日

埼玉県告示第千四百四十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、
神属土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住
所について、次のとおり届出があった。

平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	船川由孝	幸手市大字神属一五七〇
同	秋葉孝之	同 同 一五五九の二
同	澁谷秀夫	同 同 一五九七
同	後上精一	同 同 一五〇二
同	吉田栄	同 同 一五三三
同	吉田京一	同 同 一六〇五
同	奥貫榮市	平須賀二丁目二二七
同	後上泰一	大字平須賀一八二二
監事	小沼弘易	平須賀二丁目六二
同	金沢正一	大字神属一五四七
同	坂齋武男	同 同 一五〇九

二 退任

職名	氏名	住所
理事	増田宗喜	幸手市大字神属一五九〇
同	船川由孝	同 同 一五七〇
同	秋葉孝之	同 同 一五五九の二
同	後上精一	同 同 一五〇二
同	浅古章臣	同 同 一五九三
同	吉田栄	同 同 一五三三
同	後上栄一	同 平須賀一七七二
同	金子利和	同 平須賀二丁目五二三
同	小沼弘易	同 同 一丁目六二
同	金沢正一	同 同 大字神属一五四七
同	坂齋武男	同 同 一五〇九

埼玉県告示第千四百四十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、
柴山土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届
出があった。

平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
理事	小川茂	南埼玉郡白岡町大字下大崎一三七四
同	甘野善男	同 同 一四三五
同	山岸利夫	同 同 一三三二
同	長島忠夫	同 同 一二九三
同	木村克己	同 同 一二八一の一
同	岡安昭一	同 同 一二四二
同	岡安重夫	同 同 一二四九の一
同	小川忠義	同 同 一四九六の四
同	荒井豊治	同 同 荒井新田八五三
同	江原利雄	同 同 八二七
同	飯田廣	同 同 八二八
同	江原正志	同 同 七九五
同	江原武夫	同 同 五八四
同	都野雄一	同 同 六三九
同	八木橋啓介	同 同 柴山 四四二
同	山崎善雄	同 同 三九一の二
同	福田煥一	同 同 七〇六
同	山崎喜作	同 同 七三八
同	田端茂雄	同 同 九三六の一
同	安野博藤	同 同 一三八
同	同	同 同 一〇一

埼玉県告示第千五百十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、平成十六年四月二十六日解散認可した南埼玉郡白岡町の柴山土地改良区から清算人に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田清司

清算人の氏名及び住所

氏名	住所
小川 茂	南埼玉郡白岡町大字下大崎一三七四
甘野 善男	同 同 同 一四三五
山岸 利	同 同 同 一三三二
長島 忠夫	同 同 同 一二九三
木村 克己	同 同 同 一二八一の一
岡安 昭一	同 同 同 一二四二
岡安 重夫	同 同 同 一二四九の一
小川 忠義	同 同 同 一四九六の四
荒井 豊治	同 同 同 荒井新田八五三
飯田 利雄	同 同 同 八二七
江原 正志	同 同 同 八二八
江原 博	同 同 同 七九五
江原 武夫	同 同 同 五八四
都野 雄一	同 同 同 六三九
八木 啓介	同 同 同 柴山四四二
山崎 善雄	同 同 同 三九一の二
福田 順一	同 同 同 七〇六
山崎 喜作	同 同 同 七三八
田端 茂雄	同 同 同 九三六の一
安野 博藤	同 同 同 一三三八
安野 博藤	同 同 同 一〇二一

埼玉県告示第千五百十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 解除に係る保安林の所在場所

深谷市大字折之口字稜威ヶ原一七七七の一・一七七八の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を埼玉県庁及び深谷市役所に備え置いて縦覧に供する。

埼玉県告示第千五百十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成十六年五月二十一日認可した。

平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一名 称

三田ヶ谷土地改良区

二 事務所所在地

羽生市

埼玉県告示第千五百十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、児玉郡神川町神川南部土地改良区からの土地改良事業(維持管理事業)計画の変更認可申請を平成十六年五月二十一日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 縦覧期間

平成十六年六月一日から
平成十六年六月二十八日まで

二 縦覧場所

神川町役場

一 名称

奈良堰用水路土地改良区

平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田清司

二 名称

奈良堰用水路土地改良区

埼玉県告示第千五百十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業(維持管理事業)計画の変更を平成十六年五月二十一日認可した。

平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

奈良堰用水路土地改良区

平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

奈良堰用水路土地改良区

二 事務所の所在地

熊谷市

埼玉県告示第千五百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定及び第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画及一名称

び定款の変更を平成十六年五月二十一日それぞれ認可した。

平成十六年五月二十八日
埼玉県知事 上田 清司

玉井堰用水路土地改良区
事務所の所在地
熊谷市

埼玉県告示第千五百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十六年五月二十八日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年五月二十八日

一 道路の種類 県道
二 路線名 川口上尾線
三 道路の区域

埼玉県知事 上田 清司

旧新別	旧	新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
区間	川口市幸町三丁目七番二号地先から同市並木元町五番地先まで		一四・五一 二〇・九七	一五六・七五	都市基盤整備公団法第三二条に係る工事
			一四・九一 二五・一八		

埼玉県告示第千五百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十六年五月二十八日から三十日間埼玉県土整備部道路環境

境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
中瀬普濟寺線	深谷市大字矢島字森脇一〇五六番一地先から同市大字矢島字森脇一〇四四番一地先まで	平成十六年五月二十八日	延長 一六六・三〇メートル

埼玉県告示第千五百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十六年五月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田 清 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 東京所沢線
- 三 道路の区域

旧新別		区 間	敷地の幅員 （メートル）	延 （メートル）長	備 考
旧	新	所沢市大字山口字村中四一〇番一地先から同市大字山口字梨ノ木戸七八番三四地先まで	二五・〇〇 七二・〇〇	九二〇・〇〇	平成十二年十二月二十六日付け埼玉県告示第千六百七十二号で告示した道路予定区域の一部変更である。

埼玉県告示第千五百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十六年五月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田 清 司

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	備 考
東京 所 沢 線	所沢市大字山口字村中四一〇番一地先から同市大字山口字梨ノ木戸七八番三四地先まで （ただし、関係図面に表示する部分に限る。）	平成十六年五月三十一日 午後三時	延長 九一〇・〇〇メートル

埼玉県告示第千六百六十号

道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第七条の六において準用する同法第七条第一項第一号の規定により、首都高速道路公団が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により公示する。

その関係図面は、平成十六年五月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課において一般の縦覧に供する。

平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田 清 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 高速足立三郷線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル) 長
旧	三郷市上口二丁目九六番二地先から同市彦野二丁目一七番一地先まで		六・九〇(一七・一〇	三七二・八四
新	三郷市上口二丁目九六番二地先から同市彦倉二丁目五五番一地先まで		一三・一〇(二七・八〇	一〇八・一〇

埼玉県告示第千六百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十六年五月二十八日から三十日間埼玉県土木整備部道路環

境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	備 考
高速足立三郷線	三郷市上口二丁目九六番二地先から同市彦倉二丁目五五番一 地先まで	平成十六年五月三十日 午前四時	延長 一〇八・一〇メートル

埼玉県告示第千六百六十二号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、三芳町北松原土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

退任した理事の氏名及び住所

氏 名 住 所

有原 悦男 入間郡三芳町大字藤久保三九九二番地四

埼玉県告示第千六百六十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

一 都市計画の種類及び名称

東京都市計画公園

第九・六・三号 水元公園

二 都市計画を変更する土地の区域

三郷市大字高須字堤外地内

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県県土整備部公園課、越谷県土整備事務所、三郷市役所、東京都庁及び葛飾区役所

四 縦覧期間

平成十六年五月二十八日から平成十六年六月十一日まで

平成十六年五月二十八日から平成十六年六月十一日まで

埼玉県告示第千六百六十四号

越谷市長から越谷都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県県土整備部下水道課において縦覧に供する。

平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千六百六十五号

春日部市長から春日部都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県県土整備部下水道課において縦覧に供する。

平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千六百六十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十六年五月十日

指令東整第一五〇一八六一号

二 検査済証番号

平成十六年五月二十日第四十六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字久保田字町田一六三三十一、一六三三十二、一六三三十三、一六三三十五、一六三三六、一六三三八、一六三三十一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡吉見町大字久保田一五六六 勝田 肇

埼玉県告示第千六百六十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十六年三月十七日

指令飯整第一五〇二八八一号

二 検査済証番号

平成十六年五月二十日第四十七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

飯能市大字中山字萩原二六三番一、二六九番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

飯能市大字飯能三九九番地一 有限会社 寛山商事

代表取締役 高野 芳三

埼玉県告示第千六百六十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田清司

1 借入件名及び数量

財務会計オンラインシステムの中央機及び汎用プログラム一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県田沼局会計管理課財務オンライン運用担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日
平成十六年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 契約金額
39,257,820円

6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

埼玉県告示第千六百六十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成十六年五月二十八日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量
埼玉県立学校間ネットワークシステム保守業務委託一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局管理課総務課IT推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日
平成十六年3月29日

4 落札者の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿3丁目19番2号

5 落札金額
119,999,985円

6 契約の相手方を決定した手続
一 競争入札

7 入札の公告又は公示を行った日
平成十六年2月6日

埼玉県告示第千六百七十号
WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の調達について、指名競争

- 入札の相手方を決定したので、次のとおり公示する。
- 平成十六年五月二十八日
- 埼玉県知事 上田 清司
- 1 購入等件名及び数量
運転免許センター環境衛生管理業務
15番1号
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部施設課管財係
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成16年3月31日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本美装株式会社 埼玉県さいたま市浦和区常盤9丁目14番6号
- 5 落札金額
39,900,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続指名競争入札
- 7 入札の公告又は公示を行った日
平成16年2月20日

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十二号
平成十五年埼玉県北本県土整備事務所長告示第十六号(建築基準法に基づく道路の位置の指定について)に係る建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十

二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。
平成十六年五月二十八日
埼玉県北本県土整備事務所長 堀 口 信 孝

変 更 番 号	変 更 年 月 日	変 更 し た 指 定 に 係 る 道 路 の 位 置	道 路 の 幅 員 (単 位 メートル)	道 路 の 延 長 (単 位 メートル)	申 請 者 の 住 所 及 び 氏 名 又 は 名 称
第 一 号 (変)	平成十六年五月二十一日	変更前 北足立郡吹上町本町二丁目二四六九番二〇、二四六九番二二、二四六九番二三、二四六九番二五、二四六九番二六	四・〇〇	二二・九八	川越市清水町一七番地一 一 沢建工業株式会社 代表取締役 沢田和也
		変更後 北足立郡吹上町本町二丁目二四六九番二〇、二四六九番二二、二四六九番二三、二四六九番二五、二四六九番二六	四・〇〇～四・二〇	三四・九九	

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六十二号
二 検査済証番号
平成十六年五月十七日
飯能第一六〇〇一八号
株式会社ヤマニ
代表取締役 佐野 雄康

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十六年五月二十八日
埼玉県飯能県土整備事務所長

三 開発区域に含まれる地域の名称
入間郡毛呂山町大字下川原字田向四六二番八六、四六一番八七、四六一番八八、四六一番一八一、四六一番一八七、四六一番一八八、四六一番一九三、四六一番一九四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
入間郡毛呂山町大字岩井一五一〇番地一

一 許可番号
平成十六年四月十九日
指令飯能第一六〇〇一五〇号

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六十二号
二 検査済証番号
平成十六年五月十八日
飯能第一六〇〇一三三号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十六年五月二十八日
埼玉県飯能県土整備事務所長

三 開発区域に含まれる地域の名称
飯能市大字下直竹字中橋場一一二三番八、一一二三番九、東橋場一一二九番一五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

一 許可番号
平成十六年四月十九日
指令飯能第一六〇〇一五〇号

二 検査済証番号
平成十六年五月十八日
飯能第一六〇〇一三三号

三 開発区域に含まれる地域の名称
飯能市大字下直竹字中橋場一一二三番八、一一二三番九、東橋場一一二九番一五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

飯能市大字阿須一四一番地二
有限会社 共立精工
代表取締役 山岸 昇

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十

二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したので
公告する。

平成十六年五月二十八日

埼玉県熊谷県土整備事務所長
伊藤 正博

一 許可番号

平成十六年四月二十一日

指令熊整第十六一〇〇一〇号

二 検査済証番号

平成十六年四月三十日

指令熊整第十六一四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

大里郡岡部町大字普濟寺字西丸七百

四十一番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

深谷市上柴町西7丁目十四番十 吉

橋ハイツB-4

丸山 雄三

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十

三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したので
公告する。

平成十六年五月二十八日

埼玉県熊谷県土整備事務所長
伊藤 正博

一 許可番号

平成十六年四月二十一日

指令熊整第十五一〇一八二〇号

二 検査済証番号

平成十六年五月十七日

指令熊整第十六一六〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

大里郡江南町大字成沢字静簡院前千

百五十七番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大里郡江南町大字成沢千九十八番地

田島 幸子

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十

四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したので、

公告する。

平成十六年五月二十八日

埼玉県熊谷県土整備事務所長
伊藤 正博

一 許可番号

平成十六年四月二十一日

指令熊整第十五一〇一八二〇号

二 検査済証番号
平成十六年五月十七日
指令熊整第十六一七〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

大里郡江南町大字押切字中山二千五

百五十八番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大里郡江南町大字押切二千六百五十

三番地二十五

芦澤 一久

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十

五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したので、

公告する。

平成十六年五月二十八日

埼玉県熊谷県土整備事務所長
伊藤 正博

一 許可番号

平成十六年四月二十一日

指令熊整第十五一〇一八三〇号

二 検査済証番号

平成十六年五月十七日

指令熊整第十六一八〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

大里郡江南町大字押切字中山二千五

百五十八番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡嵐山町むさし台三丁目六番一

号
久保田 芳夫

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四十

四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したので
公告する。

平成十六年五月二十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長
都木 信也

一 許可番号

平成十六年三月十九日

第一五一〇三九五〇号

二 検査済証番号

平成十六年五月十三日 第十三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

幸手市大字下川崎字長蔵二八四一二、

二九八一二、二九九一一、三〇〇一一、

三〇二一一、三〇三一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

住所 北葛飾郡鷺宮町西大輪一五九

八一

氏名 有限会社 美登ハウジング
代表取締役 山中 美登留

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四十

五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号 第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十六年五月二十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

都 木 信 也

一 許可番号

平成十五年十一月二十八日

第一五〇二八九〇号

二 検査済証番号

平成十六年五月十八日 第十四号
三 開発区域に含まれる地域の名称
北葛飾郡庄和町大字米島字原九九五

一、九九五―二、九九五―三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
住所 東京都墨田区太平一丁目七番

一 号

氏名 佐藤鉄工 株式会社

代表取締役 佐藤 邦夫

埼玉県病院事業告示第九号

地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三三号）第二十六条の四第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の料金の収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

平成十六年五月二十八日

埼玉県病院事業管理者 武 弘 道

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県立循環器・呼吸器病センター	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地 株式会社 ニチイ学館 代表取締役 寺田 明彦	平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで
埼玉県立がんセンター		
埼玉県立小児医療センター		

埼玉県立精神医療センター

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示した。

平成十六年五月二十八日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長

池 田 勝 彦

一 指示内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイヘルペスウイルス病が発生した場合は、当該水域においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合及び県が疾病検査を行う場合を除き、コイを持ち出し並びに持ち込んではならない。

この場合、知事は、当該水域の範囲を定め、速やかに公表するものとする。

二 期間

平成十六年五月十九日から平成十七年五月十八日まで

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 （郵便料金を含む。）
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八―八二四―二二二一（代表）
印刷所	埼玉県立印刷所 さいたま市南区別所三二一〇 〇四八―八六二―二九〇一（代表）